

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 能代河川国道事務所  
(2) 住 所 秋田県能代市鰯渕字一本柳97-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

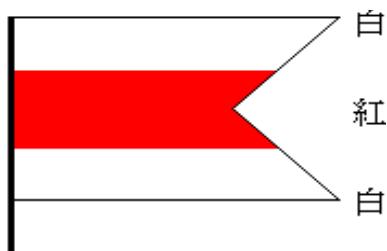
- (1) 区 域 米代川及び能代港（付図のとおり）  
(2) 期 間 令和7年12月15日から  
令和8年1月31日（内3日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



## 付図

米代川(特定港 0.0 km~2.0 km)と能代港



